

大田原県税事務所からのお知らせ

～まだ自動車税を納めていない方へ～

大田原県税事務所では、自動車税種別割滞納者へ滞納処分【勤務先調査・給与や預貯金の差押え等】を強化しています。まだ自動車税種別割を納めていない方は、至急納付してください。諸事情によりすぐに納付できない場合は必ず大田原県税事務所までご連絡の上、納税相談をしてください。

■問合せ 栃木県大田原県税事務所収税課 ☎0287-23-4171

町制施行70周年記念 セレモニーを開催します

今年で那須町は、町制施行70周年の節目を迎えました。町民への感謝と那須町の更なる飛躍を祈念して、記念セレモニーを開催します。

▼日時 9月29日(日)午前9時30分、会場 文化センター駐車場

▼問合せ 那須九尾まつり特設会場(那須課総務係) ☎72・6901

給付金のお知らせ

(1)令和6年度定額減税補足給付金(調整給付金)

▼給付対象者

・基準日(令和6年1月1日)において、那須町に住民登録がある方

・合計所得金額が1,805万円以下である方

・定額減税額が減税前の税額(令和6年度住民税所得額、令和6年度分推計所得税額)を上回る方

▼手続方法

対象者に必要書類を8月8日(木)付けで発送しました。確認書に必要事項を記入の上ご返送ください。

▼提出期限 10月31日(木)(当日消印有効)

▼問合せ 那須町調整給付金コールセンター

☎0120・351・382

(2)令和6年度低所得者支援給付金

▼給付対象者

①非課税世帯分 基準日(令和6年6月3日)時点で、那須町に住民登録があり、令和6年度分の住民税が非課税の方のみで構成される世帯(生活保護受給世帯を含む)の世帯主の方

②均等割のみ課税世帯分 基準日時点で、那須町に住民登録があり、令和6年度分の住民税均等割のみ課税されている方、または住民税が均等割のみ課税されている方および住民税が非課税の方で構成されている世帯の世帯主の方

③子ども加算分

①または②に該当する世帯で、平成18年4月2日～令和6年9月30日までに生まれた児童がいる世帯の世帯主の方

▼以下の場合に対象外

・令和5年度分の住民税が非課税の世帯に対する7万円の給付金の対象となつた世帯

・令和5年度分の住民税が均等割のみ課税世帯に対する10万円の給付金の対象となつた世帯

・住民税が課税されている者の扶養親族のみからなる世帯

・租税条約によって課税を免除されている方がいる世帯

・住民税が課税となる所得があるが未申告の方がいる世帯
・他自治体から同様の給付金の支給を受けた世帯

▼手続方法 対象者に必要書類を8月8日(木)付けで発送しました。確認書に必要事項を記入の上、ご返送ください。

▼提出期限 10月31日(木)(当日消印有効)

▼問合せ 総務課総務係 ☎72・6901

【共通事項】

▼特別な配慮を要する方への対応

DV等(配偶者からの暴力等)を理由に、那須町に住民登録がない方でも一定の要件を満たすと認められた場合、申請を行うことにより受給することができ、ますので、ご相談ください。

▼詐欺にご注意ください

自宅や職場等に、都道府県・市町村や国の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、町や最寄りの警察署、警察相談専用電話(#9110)に連絡してください。

町民バスの運行内容変更のお知らせ

「町制施行70周年第19回那須九尾まつり」開催に伴い、次のとおり

運行内容を変更します。

ご理解とご協力をお願いします。

▼日時 9月29日(日)終日

▼内容 湯本線「余笹川ふれあい公園」および「ゆめプラザ前」の停留所には、終日停車しません。※その他の停留所は、通常通り運行します。

▼問合せ ふるさと定住課公共交通係 ☎72・6955

公募型樹木伐採を実施します

栃木県では、河川内に繁茂している樹木について、民間と協働した樹木伐採を実施していきます。実施に伴い、個人・団体を問わず、伐採した樹木を持ち帰っていたいただける方を募集します。

詳細は、栃木県または各土木事務所のホームページをご覧ください。所定の様式に必要事項を記入の上、ご応募ください。

▼募集期間 10月4日(金)～18日(金)

▼問合せ

○栃木県県土整備部河川課 ☎028・623・2444
○大田原土木事務所 ☎0287・23・6543



県ホームページ